

わたSHIGA輝く国スポスポーツクライミング競技会
愛子内親王殿下の競技御覧に係る一般観覧者入場券（ADカード）申込約款

（総則）

第1条 令和7年10月5日（日）の愛子内親王殿下のわたSHIGA輝く国スポ「第79回国民スポーツ大会」のスポーツクライミング競技会の競技御覧に伴う、一般観覧者入場券（ADカード）（以下「入場券」という。）の申込者は、本約款に同意したものとみなします。

（募集）

第2条 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）は、次のとおり、スポーツクライミング競技会（成年女子リード決勝）の一般観覧者を募集します。

（1）一般席

（2）車いす席

2 座席は一般席500席、車いす席20席とし、入場券の保持者（以下「保持者」という。）1名につき1席とします。乳幼児や車いす補助者であっても、申込および入場券が必要となります。

（申込）

第3条 入場券の申込は、次の方法により実行委員会に申し込むものとします。

（1）実行委員会がインターネット上に用意する一般観覧者申込フォームに必要事項を入力して送信する方法

（2）申込は、令和7年9月19日（金）から令和7年9月26日（金）午後5時までの間に行うものとします。

（3）1回の申込で申込が可能な人数は、最大5名までとし、申込者の1人（1人の申込の場合は本人）を代表申込者としなければなりません。

（4）申込を行う者は、申込フォームに掲げるすべての項目について、正確に記載しなければなりません。

（無効の申込）

第4条 次に掲げる申込は申込単位で無効にします。

（1）偽の事項を記載した申込

(2) 申込グループ内のいずれかの者が他の申込と重複している申込

(3) 必要な事項を記載していない申込

(当選者の決定)

第5条 実行委員会は、申込期間終了後に当選者を決定するものとし、申込者数が予定席数を上回った場合は、申込単位で抽選を行い、当選者を決定します。申込者数が予定席数を下回った場合は、抽選を行わず全員を当選者と決定します。

(当選者への通知)

第6条 実行委員会は、前条に基づき、当選者と決定した申込の代表申込者に対してその旨を通知（当選通知書を送付）します。

2 当選者以外に対しては、通知しません。

(入場料)

第7条 入場料は、無料とします。

(入場券の発行)

第8条 実行委員会は、競技会当日に受付後、本人確認済みの方には「当選通知書」と引き換えに「入場券」を発行します。また、リストバンドの装着をお願いします。

2 本人確認方法は、受付時にマイナンバーカード、運転免許証等、官公庁等の公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類を提示いただきます。当選通知書と照合して、当選通知書を持参した者が申込者本人であることを確認します。ただし、顔写真付きの本人確認書類を所持していない場合は、健康保険証等、官公庁等の公的機関が発行する顔写真付きでない本人確認書類が2点必要となります。(例：健康保険証、母子健康手帳、各種医療費助成受給券等)

3 申込時に入力いただいた氏名・住所・生年月日と本人確認書類が一致しない場合は、「入場券」は発行できません。

(駐車場)

第9条 総合運動公園の駐車場および駐輪場は、利用可能台数に限りがあります。また、総合運動公園周辺の道路で交通規制が行われます。満車のため駐車できない場合があります。

(実行委員会の権利)

第10条 実行委員会は、本約款に違反した者に対し、リード競技観覧エリアへの立ち入りを拒否する権利、またはリード競技観覧エリアから退去させる権利を有します。

(損失の責任)

第11条 保持者が、競技の開催前、開催中および開催後を問わず、競技を観覧すること
に付随して生じた身体への危害および財産上を含む損害または損失については、施設上
の不備等実行委員会に責任がある場合を除き、その責任を負いかねます。

(個人情報の取扱い)

第12条 実行委員会は、申込の際に得た個人情報を当選者等の決定および当選者等への
通知、運営における観覧者の本人確認、会場警備のための警察および警備関係者への情
報提供、その他わたSHIGA輝く国スポ・障スポの運営および管理のためにのみ利用
します。

(肖像権の取扱い)

第13条 競技会を観覧した場合、報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・
報告書・ホームページ等で公開されることがあります。

2 競技会を観覧した場合、報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映およ
びインターネットにより配信されることがあります。また、大会開催の報告書等に編集
され、配布されることがあります。

(当選通知書および入場券の譲渡禁止)

第14条 正規の手続きにより当選通知を受けた者および保持者となった者に限り、当選
通知書および入場券を使用する権利を有するものとし、当選通知書および入場券を他人
に譲渡または貸与することは禁止します。

(他用途利用の禁止)

第15条 当選通知書および入場券を広告、転売その他の営業目的（景品または競争もし
くは抽選の商品として供すること等）に利用することはできません。

(当選通知書および入場券の紛失)

第16条 当選通知書および入場券を紛失した場合は、ご覧いただけない場合があります。

(運営管理)

第17条 保持者は、リード競技観覧エリアに入場する際は、必ず入場券を首から掛けな
ければなりません。

2 保持者は、リード競技観覧エリアに入場する際には、名簿、入場券、リストバンドで
再度本人確認を受けていただきます。

3 保持者は、入場ゲート進入時以外においても、実行委員会等から本人確認を求められ

た場合は、これに応じなければなりません。

- 4 保持者は、入場の際に、秩序保持または円滑な運営を行うために実行委員会等が行う手荷物または所持品等の検査に応じなければなりません。
- 5 保持者は、実行委員会が別に定める持込禁止物の持込みおよび禁止行為等を行ってはなりません。
- 6 保持者は、実行委員会が指定する範囲内の座席に着席しなければなりません。
- 7 実行委員会は、会場の運営管理に必要な限りにおいて、保持者の座席を変更する権利を有するものとし、保持者は変更に従わなければなりません。

(入場券の無効)

第18条 荒天その他特別な事情により、入場者を制限し、一般観覧者を入場させない判断をした場合または中止の場合、入場券は無効とします。

(その他)

第19条 会場運営の都合上、リード観覧エリアの入場時間を指定する場合があります。